

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 9日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月24日から 令和 8年 7月 1日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 8日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月15日 午前 9時00分から 令和 8年 7月15日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件目録

- | | | | |
|---|------|--------------------|-------------|
| 1 | 所在 | 春日井市東野新町一丁目 | |
| | 地番 | 36番21 | |
| | 地目 | 宅地 | |
| | 地積 | 239.63平方メートル | |
| | (現況) | | |
| | 地目 | 宅地・公衆用道路 | |
| 2 | 所在 | 春日井市東野新町一丁目 36番地21 | |
| | 家屋番号 | 36番21 | |
| | 種類 | 居宅 | |
| | 構造 | 木造瓦葺2階建 | |
| | 床面積 | 1階 | 81.37平方メートル |
| | | 2階 | 43.47平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月 8日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 春日井市東野新町一丁目 |
| | 地 番 | 36番21 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 239.63平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 春日井市東野新町一丁目 36番地21 |
| | 家屋 番号 | 36番21 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 81.37平方メートル
2階 43.47平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 363 号

令和 8 年 3 月 13 日受理

令和 8 年 4 月 **24** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

1 所 在 春日井市東野新町一丁目
地 番 36番21
地 目 宅地
地 積 239.63平方メートル

共有者 持分2分の1
共有者 持分2分の1

2 所 在 春日井市東野新町一丁目 36番地21
家屋 番号 36番21
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 81.37平方メートル
2階 43.47平方メートル

共有者 持分2分の1
共有者 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(住居表示未実施)														
土 地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input checked="" type="checkbox"/> 公衆用道路(物件1) <input type="checkbox"/> (物件)														
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者ら(A, B) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「執行官の意見」のとおり														
建 物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者(A) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「執行官の意見」のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	令和	年()第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[地方裁判所	支部	令和	年()第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (相手方)</p>	<p>(口頭による陳述要旨)</p> <p>1 現在、物件2建物に居住しています。</p> <p>2 物件1土地の道路側の境界は、道路との境目ではなく道路の中央線です。物件1土地を含む周囲一帯は個人で所有する土地の一部が道路として使用されているので、この状態を解消するため、道路部分を分筆して春日井市に寄付する計画もあると聞いています。</p> <p>なお、道路の維持管理に係る費用の支払はありません。</p> <p>3 物件1土地内に井戸があります。以前は、生活用水として使用していましたが、十数年前にポンプが故障したため、それ以降、使用していません。</p> <p>4 物件2建物内でペットを飼ったことはありません。</p> <p>5 登記記録によると、物件2建物は昭和56年に増築されているとのことですが、それ以降、同建物の増改築を行ったことはないと思います。</p> <p>6 10年くらい前のことになりますが、物件2建物1階の和室で雨漏りが発生しました。当時、同建物に居住していた私の父が応急処置をした結果、雨漏りは治まり、現在に至るまで再発していません。</p> <p>しかし、それとは別に数週間前、同じ和室の別の場所で天井の板材の一部が剥がれて、垂れ下がってきてしまいました。このため、ガムテープで応急処置をしています。</p> <p>7 平成27年ころ、物件2建物の耐震補強工事及び外壁の塗装等を行いました。要した費用は700万円くらいだったと思います。</p> <p>8 令和元年ころ、物件2建物の浴室及び洗面台のリフォームを行いました。要した費用は100万円以上だったと思います。</p> <p>9 大雨の際でも物件1土地の周囲の道路が冠水したことはありません。また、物件2建物で浸水被害を受けたこともありません。</p> <p>10 物件1土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありません。</p> <p>11 経済的な事情から、物件2建物内の家財道具を搬出することは難しいと思います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

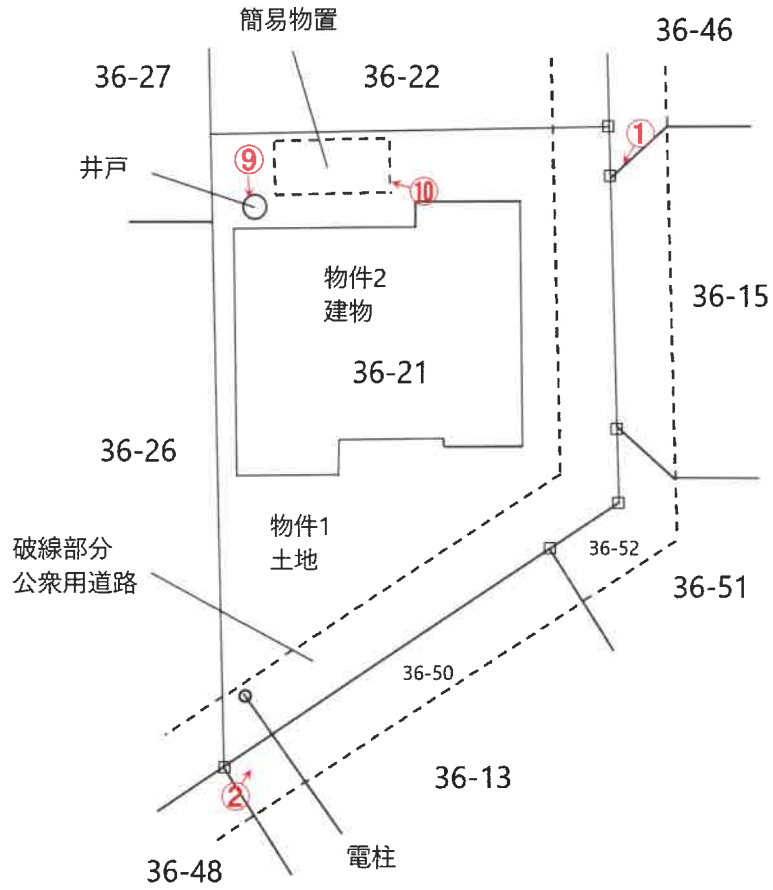
- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係について
関係人の陳述、住民票の記載内容及び現況等から、2枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1土地の現況等について
 - (1) 物件2建物の敷地、庭及び道路として使用されている。なお、当該道路部分（評価証明書記載の面積：57.78平方メートル）は、評価人の調査によると位置指定道路（建築基準法42条1項5号）とのことである。
 - (2) 土地建物位置関係図（6枚目）の「□」で示した箇所付近に境界標とみられる鋳を確認した。また、北側及び西側各境界付近にコンクリートブロック及びフェンス等が設置されていた。
 - (3) 物件1土地に設置されている工作物及び動産は次のとおりである（設置場所は土地建物位置関係図（6枚目）参照）。
 - ア 電柱（写真2）
 - イ 井戸（Aの陳述3参照、写真9）
 - ウ 簡易物置（写真10）なお、当該簡易物置については、土地への定着性が認められなかったため、建物ではなく動産と認定した。
- 3 物件2建物の現況等について
 - (1) 2階西部に屋根裏収納が設けられている（天井高1.4メートル以下であるため床面積に算入されない。）
 - (2) 経年相応の劣化が認められるほか、次の瑕疵が認められる。
 - ア 雨漏りによるとみられる染み（和室及び広縁）（Aの陳述6、写真6及び7）
 - イ 天井材の剥がれ（ガムテープで補修）（Aの陳述6、写真8）なお、物件2建物の当初建築部分は、新築から約60年経過していることから、上記以外にも建物の躯体等に損傷が生じている可能性がある。
- 4 その他
買受人は物件2建物内の物品の搬出及び廃棄のため相当の費用を負担しなければならない可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 3月13日 (金) 16:30-16:40	名古屋法務局	登記事項証明書取寄
8年 3月16日 (月) 8:30-8:50	春日井市役所	関係人の住民票の写し及び物件1土地ほかの評価証明書取寄
8年 3月16日 (月) 9:00-9:10	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (屋外), 占有調査
8年 3月19日 (木) 16:40-16:50	(携帯電話)	(申立人代理人弁護士へ架電) 占有状況等につき聴取
8年 3月23日 (月) 10:20-10:40	目的物件所在地	Aより占有状況等につき聴取, 立入調査期日調整
8年 4月 8日 (水) 9:00-9:10	名古屋法務局	公図及び建物図面取寄
8年 4月 8日 (水) 10:00-11:30	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 簡易測量, 写真撮影 (屋内外), A立会, Aより占有状況等につき聴取, 評価人同行
8年 4月14日 (火) 9:00-9:10	名古屋法務局春日井支局	物件1土地ほかの閉鎖登記簿謄本取寄
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p>		

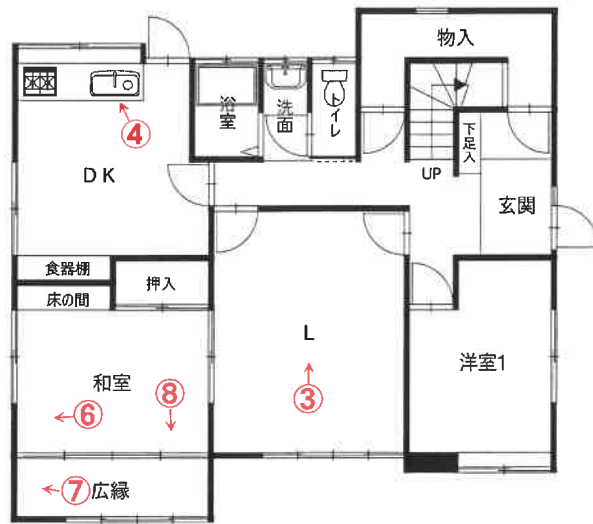
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



※ 境界杭等の位置を「□」で示す。
※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

建物間取図（概略）



1階



2階

※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

1 物件1土地及び物件2建物の外観



2 物件1土地及び物件2建物の外観



3 物件2建物内部の状況 (L (リビング))



4 物件2建物内部の状況 (キッチンシンク)



5 物件2建物内部の状況（洋室4）



6 物件2建物内部の状況（天井の染み（和室））



7 物件2建物内部の状況（天井の染み（広縁））



8 物件2建物内部の状況（天井材の剥がれ（和室））



9 物件1 土地に設置された井戸



10 物件1 土地に設置された簡易物置



令和7年 (ケ) 第363号
令和8年 3月19日受理
令和8年 4月8日現地調査
令和8年 4月22日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 和徳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,430,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 5,810,000 円
物件2 (建物)	金 7,620,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	春日井市東野新町一丁目 36番21 宅地 239.63平方メートル	特記事項記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	春日井市東野新町一丁目 36番地21 36番21 居宅 木造瓦葺2階建 1階 81.37平方メートル 2階 43.47平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
1	本件土地の一部は公衆用道路として利用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR中央本線「春日井」駅 北方 道路距離約2,000m 名鉄バス「東野口」停 東方 道路距離約380m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅が主として建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% - 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 239.63m ² ※公衆用道路部分を含む登記面積。 間口 約12m、奥行 約12m ※東側間口とする（公衆用道路部分を 除く概測）。 形状 台形	
接面道路の状況	物件1の土地は、東側で幅員約4mの舗装私道、南側で幅員約4mの舗装私道とそれぞれほぼ等高にて接面している。尚、当該私道は物件1土地の一部（土地建物配置図（概略）参照）を含み整備され、建築基準法第42条1項5号の道路（いわゆる位置指定道路。位置指定番号：35指令春建第3-12）である。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地及び東側及び南側の公衆用道路の一部として利用されている。 隣接不動産の利用状況は、物件1の土地の北側は一般住宅、東側は道路を挟んで一般住宅、南側は道路を挟んで一般住宅、西側は一般住宅である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 引込可 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和34年まで遡って調査した結果、以前は農地若しくは未利用地と推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・本件土地の東側道路下に都市ガス本管の埋設が認められるが、現況プロパンガスを利用している。尚、引込に際しては、費用負担等の詳細を含めて東邦ガスへ要確認。 ・本件土地の東側及び南側の一部が公衆用道路として利用されており、固定資産公課証明書記載内容によると面積は57.78m²である。 	

特記事項 の続き	<ul style="list-style-type: none">・本件土地の北西側に井戸があった（土地建物配置図（概略）参照）。尚、関係人聴取内容によると当該井戸について、ポンプが故障しているため現在利用できないとの事である。・本件土地の北西側に簡易物置が設置されていた（土地建物配置図（概略）参照）。・本件土地の南西側（公衆用道路部分）に電柱が設置されていた（土地建物配置図（概略）参照）。
-------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和37年5月17日新築 経過年数 約 64 年 経済的残存耐用年数 約 0 年
仕 様	構造 木造2階建 屋根 瓦葺 外壁 吹付タイル等 内壁 板張り、繊維壁等 天井 板張り、石膏ボード等 床 フローリング、畳等 設備 電気、水道、ガス（プロパンガス） その他 屋根裏収納あり
床面積(現況)	第3 目的物件の表示に同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 5LDK (附属資料6 建物間取図（概略）のとおり)
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登記内容によると昭和56年2月23日増築されている。 ・関係人聴取内容によると、①平成27年頃に耐震補強及び外壁塗装工事等を行い、②令和元年頃に浴室及び洗面台のリフォームを行ったとの事である。 ・和室の天井で雨漏りが原因と思われるシミ、その他損傷（ガムテープで補修）が認められた。 ・2階の洋室2、洋室3で屋根裏収納（高さ1.4m以下のため床面積不算入）があった（建物間取図（概略）参照）。 ・建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	103,000	0.83	239.63	0.9	18,440,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 春日井-20

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 101,000\text{円/㎡} & \times 100.6/100 & \times 100/101 & \times 100/98 & = 103,000\text{円/㎡} & \\ & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} & \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 1.01

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：方位 1.06 × 角地 1.04 × 台形 0.97 × 一部道路 0.78 = 0.83

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	198,000	124.84	0.03	740,000

ウ 現価率：

$$\cdot \text{現価率} = [\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} + \text{経過年数}64\text{年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等}15\%) = 0.03$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	18,440,000	0.55	法定地上権	10,140,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) [(ア±イ)-ウ]×エ ×オ
1	18,440,000	-10,140,000	/	1.00	0.7	5,810,000
2	740,000	+10,140,000	0	1.00	0.7	7,620,000
一括価格 (合計)						13,430,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（春日井-20）

所 在：春日井市浅山町4丁目1310番627
住 居 表 示：浅山町4-8-34
価 格：101,000円/㎡
位 置：JR中央本線「春日井」駅の北方道路距離約1,800m
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：182㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：西側幅員6m市道に接面
用途指定等：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地域の概要：中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

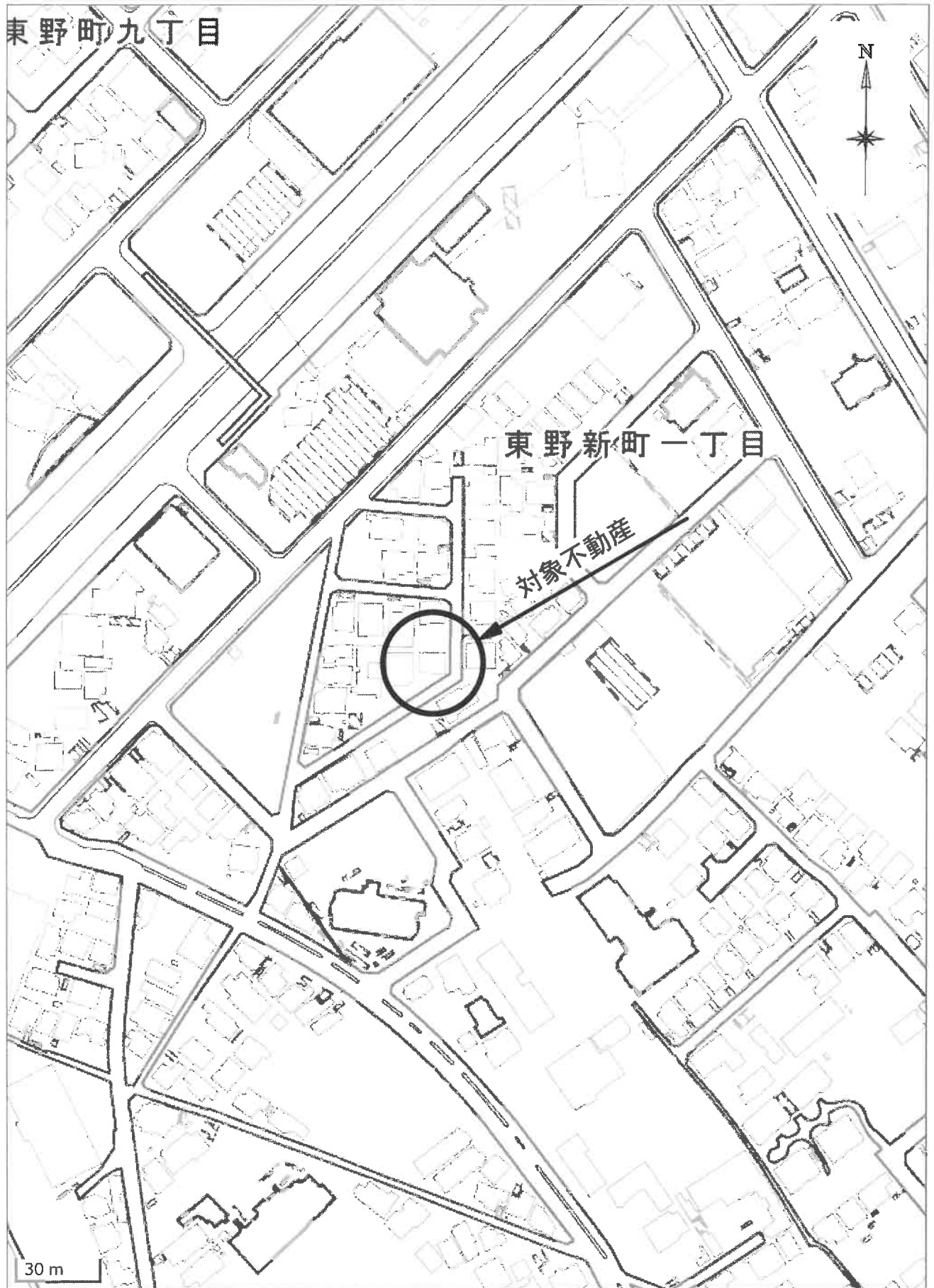
第7 附属資料

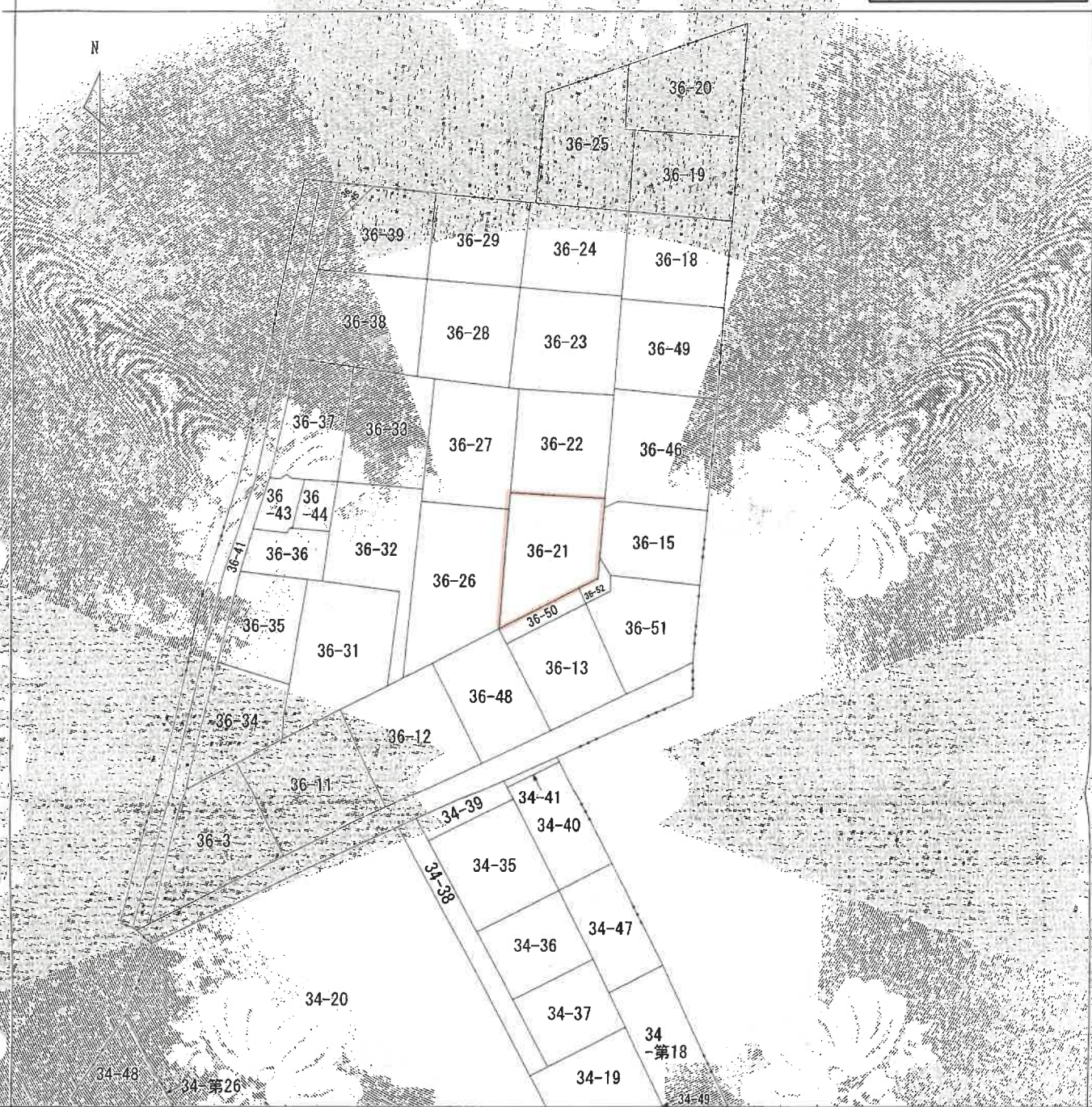
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

位置図



付近案内図





（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
東野新町一丁目

請求部	所在	春日井市東野新町一丁目			地番	36番21		
出方尺縮	1/600	精度区分	地番系番号記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和58年5月		備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月13日
名古屋法務局春日井支局
登記官



登記年月日：昭和56年3月16日

0906796

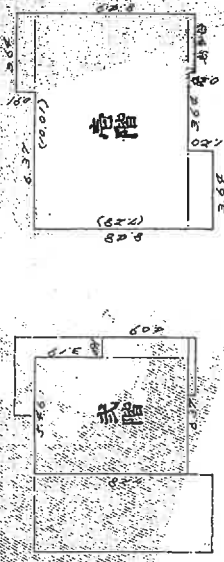
各階平面図

家屋番号 36-21

建物図

建物の所在 春日井市東野新町一丁目
36番地心

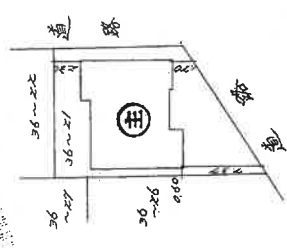
S56.3.6
122-5
6紙



面積計算

1階	10.01	=	72.8728
2階	3.69	=	3.3128
合計	13.70	=	76.1856

1階	7.28	=	39.2528
2階	0.91	=	3.2228
合計	8.19	=	42.4756



昭和56年3月16日

A4判に縮小

縮尺 1/500

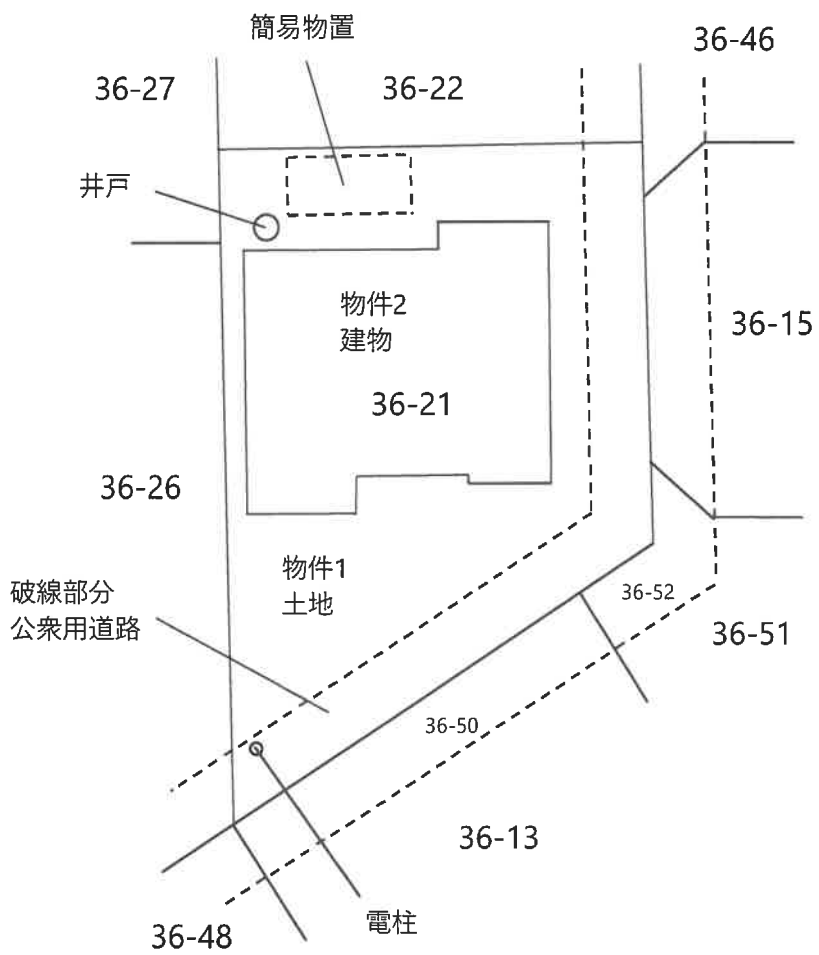
縮尺 1/250

作成者 春日井市建設部

申請人

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
令和8年2月13日 名古屋建築局春日井支局 登記係

令和7年(ケ)第363号
土地建物配置図(概略)

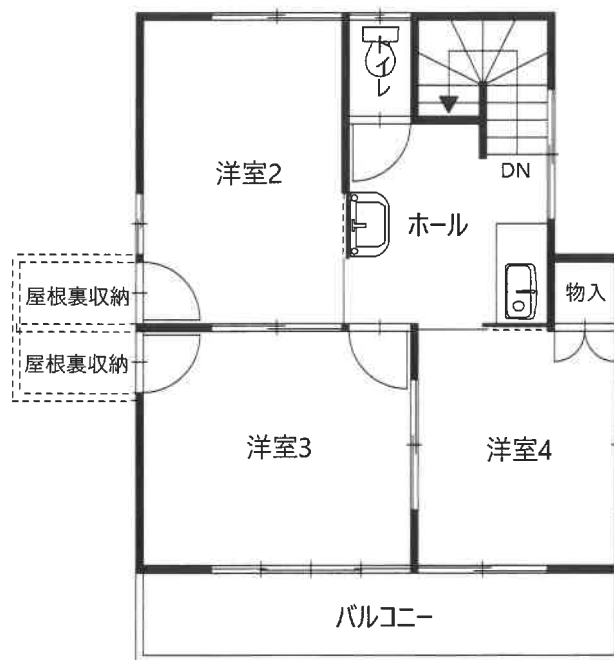


S ≒ 1/250

令和7年(ケ)第363号
建物間取図(概略)



1階



2階

現況写真 ①



②

